

寄付金の優遇税制について

【法人の場合】

公益財団法人に対する寄付金については、法人税の優遇措置により、一般の寄付金と別枠で損金算入することが認められています。

<一般の寄付金の損金算入限度額計算式>

$$\frac{(\text{所得金額} \times 2.5\%) + (\text{資本等の金額} \times 0.25\%)}{2}$$

<公益財団法人への寄付金の損金算入限度額計算式>

$$\frac{(\text{所得金額} \times 5.0\%) + (\text{資本等の金額} \times 0.25\%)}{2}$$

【個人の場合】

年間の寄付金(但し総額が年間所得の40%まで)から2,000円を差し引いた金額が、その年の「所得」から控除され、所得税が軽減されます。

さらに、奈良県税条例が改正され、本会に寄付された翌年の1月1日現在、奈良県にお住まいの方は、併せて個人県民税の寄付金税額控除も受けることができます。

※個人市町村民税も各市町村の条例で対象となる寄付金と指定されている場合に限って税額控除の対象となります。

- ・ 個人県民税 (寄付金額-2千円) × 4% = 税額控除額
- ・ 市町村民税 (寄付金額-2千円) × 6% = 税額控除額

なお、所得税の寄附金控除と個人県民税の寄附金控除の両方の適用を受けるためには、所得税の確定申告を行う必要があります。

- ・ 申告には、寄附金の領収書の添付が必要となります。
- ・ 奈良県ホームページ「個人県民税の寄附金額控除について」参照